

2022 年 12 月 20 日

RCEP 協定利用者 各位

日本商工会議所

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における HS2022 に従った品目別規則の採択
に伴う特定原産地証明書申請手続き等について（vol.2）

10 月 18 日付でご案内のとおり、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（以下、「RCEP 協定」といいます）の品目別規則で採用する HS コードが、2023 年 1 月以降は 2012 年版（HS2012）から 2022 年版（HS2022）に変更されることに伴い、利用者の皆様には、産品判定番号の HS コードの確認・修正をお願いしているところです。

一方、HS2022 に移行後の RCEP 協定 第 2.6 条の 3 に規定される、RCEP 原産国の特定に係る追加的な要件の対象となる品目（いわゆる「税率差特別ルール対象品目」）については、1 か月を切った現時点においても、日本政府に対する各締約国の当該対象品目に関する情報の提供が完了しておらず、RCEP 協定利用者への周知や、発給システムへの反映などの対応ができない状況となっています。

日本政府により、RCEP 協定利用者が 2023 年 1 月以降においても、引き続き判定、発給申請が滞りなく行えるよう、各締約国に対し、当該対象品目の速やかな情報提供を行うよう働きかけが行われております。

なお、経済産業省から示されている暫定的な措置といたしまして、2023 年 1 月以降の原産品判定は品目別規則に従い HS2022 で行いますが、税率差特別ルール対象品目の特定は HS2012 で行うことといたします（※）。HS2022 での当該対象品目を入手次第、あらためてご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

当該措置につきましては、日本政府から各締約国へ通知しています。

※このため、対象品目に関する原産品判定を新規に依頼される場合は、HS2012 のコードもご指定いただく予定です。詳細については、おってご連絡します。

<ご参考>

・ 2022. 10. 18 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における HS2022 に従った品目別規則の採択に伴う特定原産地証明書申請手続き等について

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/202210rcepsiko.pdf>

・ 2022. 07. 01 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における HS2022 に従った品目別規則の採択について

<https://www.jcci.or.jp/rcep2022psr.pdf>

・ 2022. 12. 16 2023 年 1 月 1 日以降の RCEP 協定第 2.6 条（税率差ルール）に関する原産地証明手続きについて（日本語・英語）（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/rcepzeiritsusa.html

<<<RCEP 協定の HS コード移行に関する Q&A>>>

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム：<https://www.jcci.or.jp/hs.html>